

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 3 5

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 介護保険課認定調査員の体制及び委託調査地区の拡大について
- 篠ノ井支所（篠ノ井総合市民センター）における介護保険窓口の変更について
- 令和8年度長野県介護支援専門員研修の募集開始について
- （リマインド）各サービス種別における施設基準に基づく協力医療機関に関する届出について
- 令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について
- 令和8年度移行支援加算に関する届出について
- 訪問介護事業所の同一建物減算に係る体制届の提出について
- 令和8年度外国人留学生奨学金等支給支援事業に係る事業予定の照会について
- 令和8年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業計画書の提出について
- （リマインド）令和7年度介護保険事業者等集団指導の実施について
（地域密着型事業所向け 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）
- 介護保険最新情報について

介護保険課認定調査員の体制及び委託調査地区の拡大について

令和8年4月1日から介護保険課認定調査員を本庁の介護保険課に集約しますので、戸隠支所及び信州新町支所の常駐は、令和8年3月31日までとなります。

なお、令和6年10月から要介護・要支援認定調査の一部を委託（ながの介護認定調査センター）しておりますが、令和8年4月から委託調査地区を拡大（三輪・古牧・大豆島地区）してまいります。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

篠ノ井支所（篠ノ井総合市民センター）における介護保険窓口の変更について

令和8年4月1日から篠ノ井支所（篠ノ井総合市民センター）における介護保険に関する手続きの受付窓口は、「介護保険課篠ノ井支所駐在窓口」から「篠ノ井支所市民担当窓口」に変更となります。

窓口の混雑が予想されますので、申請時期、提出窓口の分散（各支所へ）にご協力をお願いします。

詳細につきましては、【別紙1】をご覧ください。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

令和8年度長野県介護支援専門員研修の募集開始について

介護支援専門員の法定研修の募集が始まりました。研修内容の詳細につきましては、社会福祉法人長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センターのホームページをご確認ください。

長野県では4月13日（月）までの募集となります。この期間外の募集はありませんので、お申し込みのお忘れがないようご注意ください。

なお、研修に関するお問い合わせはケアマネ研修情報センターへお願いいたします。

■申込みサイト：<https://www.nsyakyo.or.jp/2026/02/26/19224/>

【申込及び添付書類の提出期限】

令和8年4月13日（月）【消印有効】

問い合わせ先：ケアマネ研修情報センター
所長：吉沢
担当：徳永、篠崎、池田
TEL：026-226-2000
FAX：026-217-9300
Eメール：care@nsyakyo.or.jp

（リマインド）各サービス種別における施設基準に基づく協力医療機関に関する届出について

標記の件につきましては、各サービス事業所宛てに、ご登録いただいているメールアドレスに令和7年8月6日付けで通知を送信しています。

各サービス種別における施設基準において、高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられております。

該当するサービス種別事業所のうち、届出書の提出がまだとなっている事業所におかれましては、3月31日（火）までに【別紙2】【別紙3】に記載の提出方法にて必ずご提出ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

厚生労働省から介護保険最新情報Vol.1469において、令和8年度処遇改善計画書の提出期限が示されましたので、お知らせします。

(以下、介護保険最新情報Vol.1469の内容)

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充を行うこととなりました。

これを踏まえ、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととしています。令和8年6月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については2月下旬を目処に案をお示しする予定です。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしているところ、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請しない事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定です。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094


令和8年度移行支援加算に関する届出について

標記については、指定訪問リハビリテーション事業所及び指定通所リハビリテーション事業所宛てに、ご登録いただいているE-mailアドレスに2月24日付で通知を送信しています。

改めて通知等を確認いただき、取り扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、通知を確認できない場合は、高齢者活躍支援課へご連絡ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094



訪問介護事業所の同一建物減算に係る体制届の提出について

令和6年度介護報酬改定により、指定訪問介護における同一建物減算の区分が新設（提供総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合には12%減算）されたことに伴い、各事業所が各年度2回（前期・後期）減算の適用の有無を確認することとなっています。

令和7年度の**後期**判定期間は9月1日から2月末日までとされているため、当該期間内の利用者総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者の割合を、【別紙4】より確認してください。

確認の結果、あらたに12%減算に該当する場合は、令和8年度4月1日から9月30日まで減算が適用されますので、**3月15日**までに、長野市高齢者活躍支援課に必要書類を提出してください。

※12%減算に該当しない場合や、令和6年度、令和7年度前期で既に減算の届出していて、令和7年度後期も引き続き減算が適用になる場合は、提出不要です。

（「12%減算から10%減算に変更」になる場合は提出が必要です。）

なお、必要書類は下記リンクよりダウンロードしてください。

<訪問介護>

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002497.html>

<介護予防訪問介護相当サービス（総合事業）>

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002472.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094



令和8年度外国人留学生奨学金等支給支援事業に係る事業予定の照会について

長野県介護支援課から、令和8年度外国人留学生奨学金等支給支援事業に係る事業予定の照会について周知依頼がありました。補助を希望される場合は、【別紙5】を参照いただき、期限までに必要書類をご提出ください。

問い合わせ先：長野県健康福祉部 介護支援課 介護人材係

TEL：026-235-7129

令和8年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業計画書の提出について

長野県介護支援課から、令和8年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業計画書の提出について周知依頼がありました。補助を希望される場合は、【別紙6】を参照いただき、期限までに必要書類をご提出ください。

問い合わせ先：長野県健康福祉部 介護支援課 介護人材係
TEL：026-235-7129

(リマインド) 令和7年度介護保険事業者等集団指導の実施について (地域密着型事業所向け 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)

標記の件につきましては、各サービス事業所宛てに、ご登録いただいているメールアドレスに1月21日付けで通知を送信しています。

令和7年度介護保険事業者等集団指導を、実施しますので内容をご確認いただくとともに、関係法令を遵守した適正な事業運営を行っていただきますようお願いいたします。開催方法、及び受講方法については【別紙7】【別紙8】をご確認ください。

なお本指導は、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を除く地域密着型の事業所を対象としております。

※「指導監督の概要と運営指導での主な指導事項について」【別紙9】をホームページへ追加掲載いたしました。他資料と併せてご確認ください。

※居宅サービス、施設サービス、密着特定、密着特養につきましては、長野県ホームページに資料・動画が掲載されておりますので、受講内容に間違いがないようご注意ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 1470】

令和7年度地域づくり加速化事業市町村支援に係る報告会の開催について

【介護保険最新情報 Vol. 1471】

科学的介護情報システム（LIFE）令和7年度第2回説明会の実施について

【介護保険最新情報 Vol. 1472】

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について

【介護保険最新情報 Vol. 1473】

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ & Aについて

【介護保険最新情報 Vol. 1474】

「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度）（案）」の送付について

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市